

次期長野市教育振興基本計画及び 次期長野市生涯学習推進計画の策定について

教育委員会事務局
総務課
家庭・地域学びの課

教育振興基本計画

「地方公共団体は、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」

教育基本法第17条第2項

1 長野市教育振興基本計画の位置づけ

長野市総合計画 (H29~R8)

長野市教育振興基本計画 (R4~R8)

教育分野個別計画

長野市生涯学習推進計画
(R4~R8)

しなのきプランⅡ
(R6~R8)

長野市こども読書活動推進計画
(R5~R9)

関連計画

長野市スポーツ推進計画
(R4~R8)

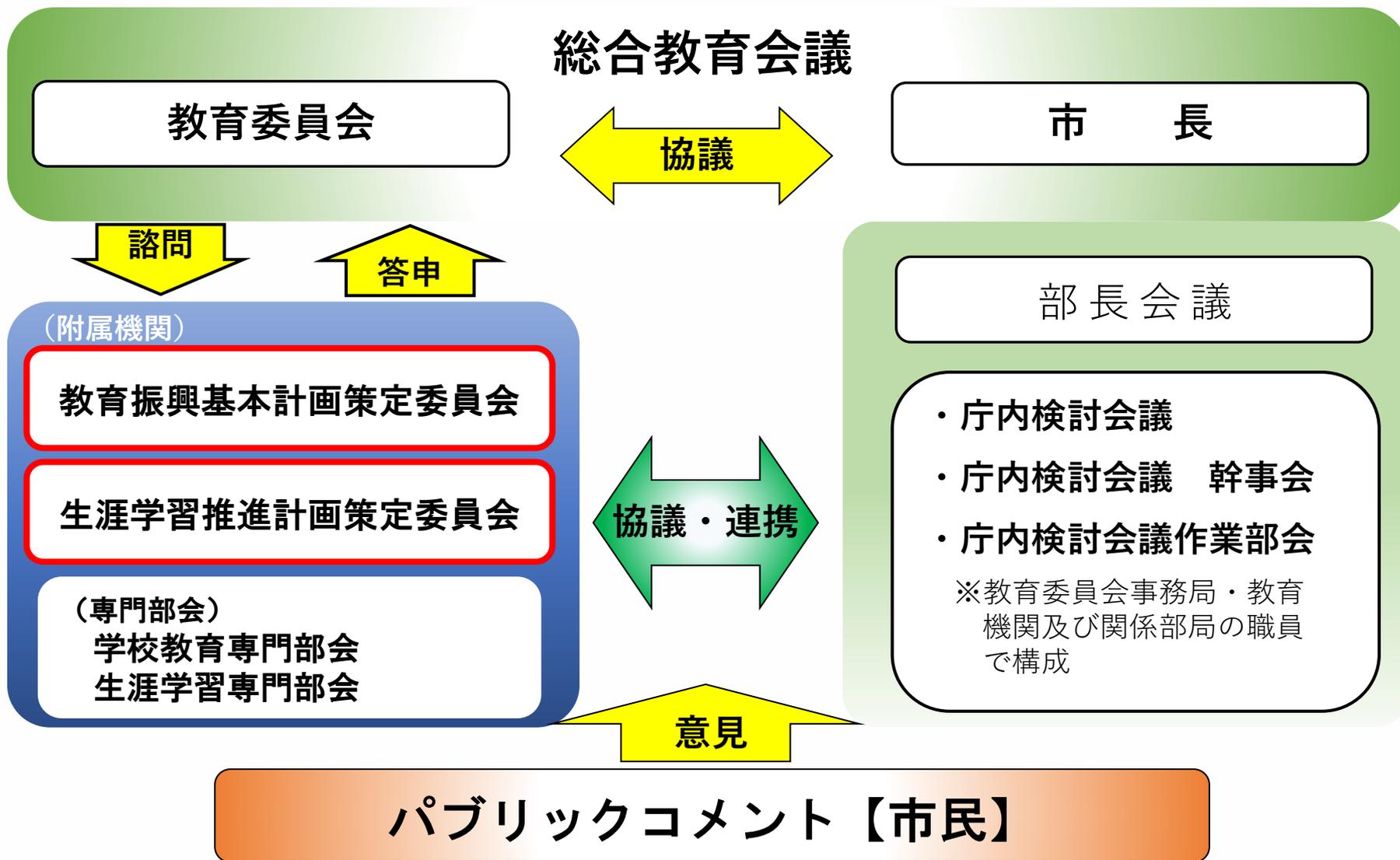
長野市文化芸術振興計画
(H29~R8)

長野市子ども・子育て
支援事業計画 (R7~R11)

長野市子どもの貧困対策計画
(R5~R9)

長野市文化財保存活用地域計画
(R6~R13)

2 策定体制



3 教育を取り巻く社会的背景と課題

(1)社会的背景

- 子どもの権利の尊重：「こども基本法」施行
- 虐待・ヤングケアラーへの介入
- 多様性ある個性の尊重：特別支援教育・合理的配慮の重要性の高まり
- 社会構造・価値観の変化：不確実な社会（VUCA）、地球環境の変化、
災害対応
- 共生社会の実現：社会的包摂の重要性の高まり
- 人口減少・少子高齢化：活力ある学校づくり
- 子どもをめぐる課題の複雑化：不登校の増加、いじめ、
安心できる居場所づくり
- AI・DXの進展・深化：メディアリテラシー及び情報モラル教育の重視
- 教職員を取り巻く環境の変化：教員の多忙化・人材確保の課題、
保護者対応やハラスメント問題
- 新学習指導要領：深い学びの実装、多様性の包摂、実現可能性の確保
など

3 教育を取り巻く社会的背景と課題

(2)課題

- いじめ未然防止・対応
- 不登校児童・生徒への支援
- 子どもの貧困対策
- 特別な支援を要する児童生徒への対応
- 子ども中心の教育の質の向上
- デジタル学習基盤を前提とした学びの設計
- 教職員の力量の向上（教員の役割の変化）
- 学校、教職員の負担軽減、働きがいの向上
- 家庭・地域の教育力の向上
- 生涯学習・学びの多様化 など

4 策定スケジュール（予定）

令和8年1月	第1回 策定委員会（委嘱・諮問等）
2月	第2回 策定委員会（現計画の進捗状況等について）
5月	第3回 策定委員会（施策体系について）
7月	第4回 策定委員会（専門部会）（体系素案の検討）
	第5回 策定委員会（専門部会）（施策素案の検討）
8月	第6回 策定委員会（専門部会）（計画素案の検討）
10月	第7回 策定委員会（計画素案の決定、中間答申）
12月	パブリックコメント
令和9年1月	第8回 策定委員会 （パブリックコメント結果、計画案の決定、答申）
2月	計画決定
4月	新計画スタート